

マイナンバーシンポジウム
in群馬
【議事録】

開催日時 平成24年6月23日（土）

開場 12：30

開会 13：30

終了 16：20

会場 群馬会館「ホール」

(1) 開会

司会：皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中、ご来場くださいます。誠にありがとうございます。ただいまから「マイナンバーシンポジウムin群馬」を開催します。

本シンポジウムは、番号制度創設推進本部の主催、上毛新聞社の共催、全国地方新聞社連合会の後援により開催します。

このシンポジウムでは、政府から番号制度についてお話をするだけでなく、国民の皆様と政府の直接対話を通じて国民の皆様のご意見を伺い、番号制度づくりに活かしていくことを目的に開催します。

本日は、皆様とともに番号制度に関する理解を深めてまいりたいと存じます。私は、本日の司会進行を務めます青木玲子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日のシンポジウムの主催者を代表いたしまして、内閣官房社会保障改革担当室、中村秀一室長からご挨拶を申し上げます。

(2) 主催者挨拶

中村秀一：皆様、こんにちは。内閣官房社会保障改革担当室長をしております中村でございます。今日のシンポジウムのテーマであります番号制度を所管している者でございます。

「マイナンバーシンポジウムin群馬」をこのように開催させていただきましたところ、土曜日の午後にも関わらず、皆さん、いろいろお忙しい中、ご来場いただきまして、本当にありがとうございます。このようなシンポジウムを実は去年の5月、東京を皮切りに全都道府県でやろうということで行っておりまして、今年の年末までで47都道府県で開催させていただこうと考えておりまして、この群馬は31番目の開催になります。本当にありがとうございます。

この番号制度というものは、政府の中でも長い間検討されてきたり、その必要性は感じられてきたわけでございますが、なかなか実現せず、いわば長期間、宿題として積み残しという形で推移してきたものでございます。2009年の12月ということですから、もう3年ぐらい前になりますが、閣議決定で社会保障・税番号制度を早期に導入するということを決めまして、2年を越える検討期間を経まして、今年の2月14日に、この関連する法案3本ございますけれども、国会に提出しているという状況でございます。

実は審議はまだ行われておらず、当初の国会の会期は6月21日までだったわけでござ

いますが、新聞等でも報道されている通り、延長が決まりまして、9月8日まで今の国会が延長されておりますので、担当しております私どもとしては、できるだけ早く国会で法案審議をしていただいて、成立をお願いしたいと思っております。

番号制度をどうしてこのように制度化することになったかという背景についてでございますが、我が国は少子・高齢化が大変進んでおります。現在、併せて国会の方では、ご案内の通り、社会保障と税の一体改革ということを進めようとしておりまして、関連の7本の法律が、こちらは衆議院の特別委員会で審議がされておりまして、週明け早々にも採決されるのではないかと考えているところでございますが、少子・高齢化が進む中で社会保障の必要性がますます高まり、それを支えるための財源のご負担ということのあり方も非常に課題になっている。そういう中で、より公平・公正な社会の実現が求められる。

今日、この後、私の方から政府説明ということで、改めて番号制度の概要についてご説明をさせていただきますが、そういった公正・公平な社会を実現するための基盤となるものが番号制度ではないかと考えているところでございます。この制度が導入されますと、国民の皆様のいろいろな面で便利になり、利便性も高まりますし、皆さんの権利もより確実に守られることができるようになるのではないかと、こういうことで制度化を提案させていただいているところでございます。

なお、このシンポジウムの名称の「マイナンバー」でございますが、この番号制度、社会保障や税に使う番号ということで、政府の中で検討する中で、いろいろな形で国民の皆様にもご紹介する必要がある、分かりやすい愛称をつけたらどうかということで、昨年、公募させていただきまして、昨年の6月末に有識者のご意見もいただきまして「マイナンバー」と呼ぼうということで決め、法案についても「マイナンバー法案」という形でいろいろなところでご説明させていただいておりますし、シンポジウムもこのような形で開催させていただいているところでございます。

法案はもう提出してしまって、国民対話というのはいかがなものか、決めてしまって何だと、こういうご意見もあろうかと思いますが、この番号制度、マイナンバーは法律だけで決まるものではございません。実はこのマイナンバー制度というのを動かしていくためには、システムづくりも必要ですし、いろいろな運用体制というのも整えていく必要があると思っております。安心・安全で使い勝手が良くて、より信頼されるマイナンバー制度にしていくために、このような会合を持ち、シンポジウムを開き、率直なご意見、ご要望をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日のシンポジウムが、皆様にとって実り多いものになりますことを、主催者としても切望いたしております。どうぞよろしくお付き合いの程、お願いしたいと思います。

以上をもちまして開会のご挨拶とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

司会：続いて、来賓のご挨拶です。群馬県副知事、池本武広様、お願いいたします。

(3) 来賓挨拶

池本武広：皆様、こんにちは。ご紹介をいただきました群馬県副知事の池本でございます。「マイナンバーシンポジウムin群馬」の開催に当たりまして、地元を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

まず、本日のシンポジウムが開催されるに当たりまして、中村室長を初め関係の皆様方のご尽力に対しまして深く敬意を表します。

さて、マイナンバー制度は、より公平な社会保障制度の基盤を整備し、国民の給付と負担の公平性・明確性の確保、国民の利便性の向上や行政の効率化を図ろうとするもので、先程、室長からご説明がありました通り、今年2月に法案が通常国会に提出されております。制度の導入に当たりましては、行政運営の効率化だけでなく、利便性の向上や社会保障と税分野における公平性・公正性の確保など、住民サイドに立った具体的なメリットを分かりやすく示し、個人情報の保護も含め、国民の十分な理解を得ることが重要と考えております。

加えて、番号の利用が予定されている社会保障、税、防災などの分野は、地方自治体が直接担当し、あるいは密接に関係している事務も多くあります。利用事務などを具体化する際には、地方自治体の自主性が十分に生かされ、実務に即した効果的な運用が図られる仕組みとなることを期待しております。

本日のシンポジウムは、このようなマイナンバー制度について、国民の皆様の納得とご理解をいただくための重要な機会と考えております。参加者の皆様との意見交換の時間もあると聞いておりますので、率直な意見交換を通じて、制度に対する理解を深めていただければ幸いです。

結びに、本日のシンポジウムが実り多いものとなりますよう祈念いたしまして、開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

司会：ありがとうございました。池本副知事は公務のため退席なさいます。皆様、どうぞ拍手でお送りください。ありがとうございました。

では、ここで本日のシンポジウムのプログラムを紹介いたします。

この後は、初めに15分間、政府からご説明を行います。15分の説明の後、特別講演があります。特別講演は30分間です。そして、10分間の休憩を挟み、第2部、パネルディスカッションです。パネルディスカッション終了後、ご来場の皆様との質疑応答・意見交換「国民対話」に入ります。本日のシンポジウムの終了時間は16時を予定しています。最後までお付き合いくださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、お待たせいたしました。番号制度創設推進に当たり、政府からのご説明を内閣官房社会保障改革担当室、中村秀一室長からさせていただきます。

(4) 政府説明

中村秀一：改めまして、私の方からマイナンバー制度、法案につきましてご説明をさせていただきますと思います。

まず、番号制度の導入の趣旨でございます。このページの上の赤いところに書いてございますが、皆様の情報は、行政機関でも、国や都道府県、市町村、様々なところがございます。そういった情報が同じ方の情報であるという確認を行うための基盤ということでございまして、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民の皆さんにとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤、インフラであると私どもは考えております。

効果といたしましては、真ん中にごございますように、より正確な所得把握が確実にになるとか、真に手を差し伸べる方を見つけることができる。それから、大災害時における積極的な支援への活用、各種行政事務が効率化される。皆さんにとりましては添付書類なんかが必要になる、あるいは1ヶ所に行けばもうあちこち回る必要がないといったような利便性の向上。行政の側が待っているのではなく、こういった方にはこういったサービスが使えますよということ、これはプッシュ型行政と言っておりますが、そういったサービスが可能になり、このことによって実現すべき社会といたしまして、より公平・公正、きめ細かい社会保障、行政にとって間違いや無駄のない社会、利便性の高い社会、それから、皆さんにとって権利を守り自己情報をコントロールできる社会、そういったことを

実現したいと考えております。

仕組みとしては、当然、番号を持っていただく、番号を付けるという部分がございますし、2つ目には、いろいろなところに存在する番号の情報を結び付けるということがございまして、これは情報連携と呼んでおりますし、法律では情報提供ネットワークシステムと呼んでおりますが、いずれにしても、そこで情報を紐付ける部分、それから、その番号を持っている方が本当にその人であるという本人確認、こういったことが制度としては求められることとなります。

検討の経緯ですが、ご挨拶でも申し上げました通り、2009年から始まりまして、去年になりますと基本方針をつくり、4月には要綱をつくり、6月には大綱をつくり、それぞれのときに公表し、ご意見などをいただいた後、12月に法案の概要を決め、1月6日に閣議報告などもされまして、2月14日に、先程来申し上げておりますが、マイナンバー法案、関係法律の整備法案など3本の関係する法律が国会に提出されているところでございます。

目的といたしましては、第1条というところで目的があるわけですが、繰り返しになりますが、効率的な情報の管理、利用、そして迅速な情報の接受ということ、国民のご負担の軽減、それからマイナンバーなど個人情報の適切な取り扱いを確保する、こういったことが目的になっております。

番号制度の目的と利用の基本でございます。行政運営をとにかく効率化し、皆さんの利便性を向上しようということ。それから、ここの真ん中に書いてございますが、社会保障制度・税制その他の行政分野で給付と負担の適切な関係の維持に努めるということ。それから、提出された情報については同じ内容の情報の提出を求めることを避け、もう1回で済むようにし、国民のご負担の軽減を図ること。それから、個人情報が法令に定められた範囲を超えて利用されたり漏れたりすることがないように管理の適正化を図ることが基本になっております。

個人番号（マイナンバー）についてでございますが、市町村長さんがマイナンバーを指定し、皆様に書面により通知するという形になっております。全国1,800の市町村があります。ばらばらに番号をつけて重複するようなことがあってはなりませんので、マイナンバーをつくる処理を地方公共団体情報システム機構というところにおいて、重なりがあるようなことがないように番号制度にする。その番号というのは基本的には変えないということですが、漏れてしまったとかそういうことがあった場合、一定の要件に該当し

たときのみ変更が可能になるという形になっております。

その番号というのは、その番号を使う人は管理をきちんとしていただかなければいけないので、管理のための必要な措置を講ずることをきちんと義務付けますし、使う場合には、ご本人がその人であるということ、提供を受ける場合に本人の確認をきちんとしていただくこと、それから、この法律で決められた以外にマイナンバーの提供を求めることをしてはいけないということを決めております。

それでは、番号制度で何ができるかということですが、去年の6月に法律をつくる基本の考え方を示した「社会保障・税番号大綱」では、ここに書いてありますように、よりきめ細やかな社会保障給付を実現する。それから所得把握の精度を向上する。また、災害時の活用ということも考えました。それから、自己情報の入手や必要なお知らせなどの情報の提供ができるようにするという。事務・手続の簡素化、負担の軽減ができる。ゆくゆくは医療・介護などのサービスの質の向上にも寄与するのではないか、こういうことができるようになるだろうとされております。

具体的に今度の法律でどうするかということですが、法律では、番号を使える範囲ということがきちんと法律で書いてありまして、それ以外に使ってはいけない。第6条と別表第1ということで、別表第1では93項目のことが決められておりまして、それ以外は利用しないという形になっております。

どういった分野で利用されるか。大きく言って社会保障の分野、税の分野、防災の分野がございます。社会保障の分野の中では、年金、労働、福祉・医療、その他の分野ということで使われる。この他、地方公共団体が社会保障や税、防災に関する事務で条例で定める事務に利用できる、こういうふうにご利用する範囲を決めております。

番号について、やはり不安という声も多く寄せられております。マイナンバーが勝手に使われるのではないか、個人の情報が集められてしまう、あるいは国家管理になるのではないかと様々なご懸念が寄せられていますので、そういった例えば、成りすましを防止しなければならないとか、情報の漏洩、意図しない個人情報名寄せされ、突き合わされ、それから追跡されるのではないかと、財産その他の被害が起こるのではないかと、そういうご懸念があります。制度上の保護措置をまず講じます。これは法律事項でございますので、この後出てまいります。

システム上につきましては、情報を1ヶ所に集めるのではなく、今まで通り、それぞれの分野で情報は分散管理する。それぞれの情報を使う場合に紐付けするわけですが、そ

の紐付けする際も番号を鍵にして、直接番号を使って紐付けするのではなく、それぞれの分散した分野に、それぞれ鍵に当たる符号を付け、その符号を用いて情報の紐付けを図るということで、万一、1つの場所が突破されたとしても、芋づる式に全部つながることのないような処理をしております。

それから、アクセスできる人を当然、制限・管理する。情報や通信の暗号化を実施するなどなどの防御策を講じて、システムのにも万全を期すことといたしております。

制度的な安全・安心対策といたしましては、まず、政府から独立いたしました第三者委員会というところで、例えば公正取引委員会がありますが、ああいうような政府から独立した第三者委員会機関をつくり、そこで適切に管理するための措置を講じた指針をつくります。それから、行政機関などは、こういうシステムを直したり、こういうことをする場合にどれだけ個人情報漏洩するリスクがあるのか、そういう事前のアセスメントを実施いたします。それから、法律に定めているものを除いて、個人情報を集めたり保管したりファイルにすることを禁止しています。この法律、さっき申し上げました情報提供ネットワークシステム、情報連携基盤を使用する場合を除き、特定の個人情報を提出することを禁止するなど、こういう措置をとることによって個人情報を守ろうとしております。

それから、逆に紐付け機関は、その機関だけ特定の個人情報の提供を求めることができる、そういう情報提供した記録は保存をしておく、そういう業務に従事する人は秘密を守らなければならない、こういうような形になっております。

それから、地方公共団体は適切な取り組みのための必要な措置を講ずる。本人の同意があっても、特定個人情報を第三者への目的外提供は禁止するなど、そういう措置を講じております。時間の関係で省略いたしますが、システムのイメージをこのような図にいたしております。

それから、お1人お1人の方が自分の情報がどういうふうに使われているのかということインターネットで確認できる、マイ・ポータルと呼んでおりますが、そういったものをつくろうとしております。そこで自分の特定個人情報をいつ、誰が、なぜ提供したかを確認できる機能、自分のどういう情報が行政機関にあるかということについて確認する機能、手続などを一度に済ませる機能、それから、先程申し上げました1人1人に合った行政機関などのお知らせを表示する機能などを設けようとしております。

それから、ご本人の確認のために、マイナンバーカード、個人番号カードを交付しよ

うと考えております。これはICチップの入ったカードでありまして、写真も付けていただくということで、こういうICカードを交付しまして、顔写真付きということで、ご本人の確認に使えるようなことを考えております。

先程申し上げましたプライバシーの保護のための事前評価制度の説明でございます。第三者委員会は、内閣総理大臣のもとに、国会で委員が任命される第三者委員会をつくり、マイナンバーの取り扱いの監視・監督、指針をつくるなど、こういった第三者機関をつくり、政府も監視するという形を取ることにいたしております。

罰則の規定も、必要な罰則については規定をいたしております。法人につきましても番号が付けられる。マイナンバーにつきましても、市町村長さんが指定するわけですが、こちらのほうは国税庁所管で法人番号をつくるという形でございます。

こういう番号制度をつくることによっていろいろなことが、今までできなかったこともできるようになりますが、限界もあります。すべての取引や所得を把握し、不正申告や不正受給を完全になくすことはできないとか、事業所得や海外資産取引情報の把握には限界があるとか、番号制度のバックアップ体制をつくらなければならないとか、そういう様々な配慮事項も必要になります。

さて、これからのスケジュールでございますが、今、ご挨拶で申し上げましたように、国会に法案が提出されております。国会で成立いたしましたら、来年早々、第三者委員会を設置し、様々な指針等をつくっていただくという作業が入ります。2014年の秋にマイナンバー、法人に法人番号をお渡しする。2015年1月から社会保障、税、防災などの各分野のうち可能な範囲で利用を開始する。2016年から情報提供ネットワークシステム、紐付けが始まりますし、先程見ていただいたインターネットのマイ・ポータルも運用開始が始まる。法施行後5年を目途に、この制度の実施状況を勘案しまして検討を加えて、見直しするとしたら、必要な見直し措置を講ずるという形になっております。スケジュールはこの通り、今、法律が出ている2015年から動かし出し、2016年から情報提供ネットワークシステム、マイ・ポータルは動き出すということがございます。

なお、医療等の分野の非常にデリケートな情報の取り扱いについては、医療関係者からもいろいろなご意見があります。現在、厚生労働省の方で1年遅れでこの医療情報などの扱いを定める特例法を提出するということが検討されております。

このようなシンポジウム、47都道府県で実施するというので、本日、こちらに参り、31番目ということで、この「マイナンバーシンポジウムin群馬」をさせていただきます。

いるところでございます。

以上、簡単でございましたけれども、ご説明をさせていただきました。どうもご清聴ありがとうございました。

司会：中村室長によります政府からの説明でした。

次は、特別講演です。宇都宮大学大学院教授、渡辺裕様による特別講演を始めます。渡辺様、よろしくお願いいたします。

(5) 特別講演

渡辺 裕：ありがとうございます。ただいまご紹介にあずかりました、宇都宮大学大学院情報システム科学専攻の渡辺と申します。

本日は、マイナンバー制度を導入される。そうすると、皆さん、漠然とプライバシーだとか、セキュリティだとか、そういったようなことについてのご不安をお持ちではないかと思えます。そののところについて、私、所属の専攻を眺めていただければ分かりますように理科系の人間です。理科系の人間なので、技術的に現在どういうことが行われていますかということについてお話をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、皆さんにお伺いしたいのですが、ここにお集まりの皆さんの中で自分がどこの誰であるかということを確認しろと言われたときに、はい、これだよと言って、政府関係機関が発行したもので証明できる方はたくさんいらっしゃいますか。例えば、免許証を持っている、これは十分ですね。政府関係の機関が免許証を出している、大変結構です。但し、日本にはそういうふうなものを持っていない方がたくさんいらっしゃるわけですね。そのおかげでもって、国内便の飛行機に乗るときに身分証明書を提示しないで飛行機に乗れますね。諸外国に行って、国内便の飛行機だからといって身分証明書を提示しないで飛行機に乗れるというのはとても珍しいことです。ほとんど不可能です。但し、日本はそういったようなことを持っていないので、そういうことが可能になってしまうところがあります。

それで、住民基本台帳カードというものが発行されたわけですが、それは多分、日本国民だったら全員持つことのできる身分証明書。写真を入れるか入れないかは自由だと思いますけれども、写真の入っているカードということで、非常にいいものできたなという具合に思っていました。そうしたら、今度はマイナンバーということでもっ

て、新たな番号が付与される状況のようです。それで、ただいま説明にありましたように、こういうようなものであるということなわけですね。これはもう、既に説明されていると思いますので省きます。番号の利用は、年金だとか、医療だとか、介護、福祉、労働、税務、こちら辺に使いますよという内容らしいです。

それで、番号制度の利用ということで、税金を取ったり、社会保障をしたり、それとか企業における従業員の税金を払ったり、源泉徴収するという、そういったところに払います。それから、医療データの蓄積の利用、行政手続の処理状況の確認、自己情報の適切な管理確認、選挙投票等への応用と書いてあります。

それで、こここのところで僕が非常に重要だと考えているところは自己情報の適切な管理というところですよ。自分で自分に関する情報はどういうふうにかかれていたよということがきっちり分かるということは、これから僕は非常に重要だと思います。

多少雑談になりますけれども、私、アメリカでもって働いていたことがあります。それで、アメリカで働いていて、日本に戻ってきてから、多数アメリカに出張することがあるわけですね。それで、アメリカに出張すると、私、必ずアメリカのパスポートコントロールのところ、おまえは別室に行けと言われて、別室で絞られること1時間。1時間といっても何を絞られるわけでもなく、おまえはどういうことなんだ、誰なんだ、等を聞かれて答えるだけ。アメリカに入国しようと思うと、毎回必ずそれがついてきます。従って、入国するのに飛行場でもって1時間ぐらいかかります。それでもって、係員に一体何で俺だけ呼ばれるんだと聞いても、「アイ・キャン・テル・ユー」。要するに教えられない、すなわち自分の情報がどうなっているということが分からないのです。

それで、これは事態解決したのですけれども、1週間に2回、アメリカに出張するはめになりまして、同じ空港から入国したときに、2回とも別室に行けと言われる。そうすると、別室に行って、前の係員と同じ係員が対応ということになった。そうすると、「ハロー・アゲイン」と言うわけですね。そうすると、おまえ、また来たのか、おまえは何でここに毎回来るんだと。こっちが聞きたいよと言うと、理由を教えてくださいました。実は、大昔に入国審査のときに付けてくれたカードをなくして、出国のときに別のカードでもって出たと。すなわち、僕の入国した記録と出国した記録がリンケージされていないので、それから後20年間ぐらアメリカの中に不法滞在していた人間が、なぜかしら同じ人間がパスポートを持って入国しようとしている、これは怪しいということでもって、別室に呼ばれることになったということです。

それで、事の顛末としては、要するに、そののところで、それはパスポートを落としたので、落としたということはちゃんと警察に届けてあるし、その警察に記録をチェックしてもらえばわかるよと言った段階でもって、だから、そののところで僕の個人情報を書き替えてくれと言ったところ、個人情報の書き替えは私に権限がないからできませんと、そのパスポートをコントロールしている人は言います。但し、私ができるのはそののところにメモを書き込むことなんですということで、こいつは何年何月何日に入国した段階でもってパスポートをなくして、それと同時に「I95」——「I95」というカードなのですけれども、そのカードをなくしました。従って、こののところで出国記録は別の番号のカードでもって出されていますということを書き込んでくれて、それ以来、アメリカに入国しようとしたときにトラブルはございません。但し、こういうこともあるので、外国の例ですけれども、きちりと個人が、この人が何をして何をしたんだといったようなことがきちりと正確な記録がとられていること、それでもって間違った記録があった場合には、自分できちりと修正が可能、そういった機能があることは非常に重要なことだと私は思っています。

それで、こういうことができるようになると、先程言われたようにいろいろなことが便利になると思います。情報共有による利便性の向上ということですがけれども、いろいろなところで、皆さんいろいろな手続をしますね。そうすると、個別に手続をして、本人確認をして、それでもっていろいろな書類が必要です。印鑑登録が必要です。住民票を持ってきてください。戸籍謄本を持ってきてください。もちろん窓口が1個だったらいいのですけれども、そののところで個別に手続しますねという状況でもって、情報が共有されていると1回で済みます。ワンストップショッピングといいますけれども、情報を1回で済みます。すなわち、右側にあるように、みんなネットワークでつながっていて情報が一元管理されていますよということでもって、便利な世の中になりますねということが分かります。それでもって、これでは余り、やればいいよと仰るかもしれませんがけれども、例えば医療、介護の情報が連携すると、診療の履歴、それから、医者が昔どういう具合に診断しましたよということ、それで、この人はどんな保険に入っていますね、それから、介護認定されていますか、この人はどんな薬を今飲んでいるのでしょうか、みんなそういったことが全部ネットワークで連携されると、皆さんが事故に遭って救急車に乗りますというとき迅速に救急対応できます。この人はこういう薬をいつも飲んでいるんだから、これのおかげでもって血液が固まりやすいから、こののころではこういう薬を投与しておかな

くでは心臓病には悪いなといったようなことが分かるという事態です。

それでもって、これはできるのではないのと仰るかもしれませんが、例えば官民共同利用が促進すればということです。1つのIDでみんなできるということになると、皆さん、出張の命令を会社から受けたとします。そうすると、出張するので航空券を手配します。航空券を手配して、7月1日から7月10日まで出張しますという予定で航空券を買いました。そうすると、次にホテルを予約しますね。ホテルを予約するとき、僕はまた7月1日に行って、でも、7月1日の飛行機で行くから、着くのは7月1日の夜になって、何時ごろにチェックインする予定で、7月10日までなので、7月9日の日にチェックアウトすると飛行機は何時ぐらいなので、早朝チェックアウトしますよみたいなことを言わなくてはならない。また、それでホテルに行ったりとか仕事をするのにレンタカーが要るなということになると、レンタカーを予約します。そうすると、その予約するときに、私は例えば日本航空の何便で着いて、ユナイテッド航空の何便で日本に帰ります。従って、その時間は何月何日何時何分です。そういう予定なので、レンタカーを1台貸してください。全部やって、全部予約して、個別に予約しなくてはなりません。そのころでもって、また集まった大量の書類を精算に回すということになりますが、官民共同利用が促進すると、飛行機、航空券は予約します。航空券を予約すると、航空券のデータというのがホテル側に例えば通知されます。そうするとホテルを予約します。予約をした瞬間に、渡辺さんはこの便でやって来てこの便で帰るから、この日からこの日に帰ればいいな。それで、かつレンタカー屋にも情報がいきます。この便でやって来て、このホテルに泊まっているんだから、レンタカーはここでピックアップして、ここで返すんだみたいな情報が全部いきます。それで精算も一気に動くことが可能となってくるでしょうということです。

でも、こういうことになると、ここにいる飛行機会社、ホテル、レンタカー屋、みんな皆さんの行動というのを把握することになります。それで、これを把握したからといって、僕の場合は特にどういう行動をしているか把握されても別に構いませんけれども、そのころが個人情報的にまずいのではないかなとお考えの方がいると思います。

それで、現在どんなことがインターネットの世界では起こっているのか。もはやこういったようなサービス同士の連携は激しく行われていますよということで、最近起こったグーグルの規約改訂のお話を簡単にここでさせていただきたいと思います。

グーグルが規約を改訂しました。つい最近です。このグーグルの規約を改訂するの

は、基本的には規約が書いてあった規約の文章が、今までものすごく難しい文章で書いてあったのが平易な読みやすい文章に変わったというところが一番大きな変化だと思えるのですけれども、中身として変わるのは、グーグルのサービス全部が同じプライバシーポリシーになりましたということです。それで、これはインターネットの法律が変わったのではないかと思われます。これでサービス間を跨いだ個人情報の交換ができるようになっていきます。すなわち、グーグルでいろいろなものを検索します。この人はこういう興味があるんだな。それでもってこういういろいろなものの情報、それをグーグルが独自情報を集めて、そいつを利用していいですということに変わってしまいました。

どんな情報が収集されているの？という、ユーザーはいろいろなものを提供しています。アカウント登録するとき、氏名とかメールアドレス、電話番号、クレジットカードなど個人情報を提供してしまっています。それで、サービスを利用するとき、私はこういうPCからこういうオペレーティングシステムで、例えばアンドロイドの携帯電話を持っている場合、こういう電話番号でこういうモバイルネットワークを使って生活していますよ。それから、こういう言葉を検索しているので、私はこういうことに興味があります。電話のログ情報、この人は近所のところばかりに電話していますねということ。

それから、あとグーグルを持っているのは、アンドロイドの端末を持っていれば、GPSでもって情報を集めていますから、この人はこういう場所に行っていますねということを集めています。それで、嫌だと言うんだったらば、グーグルのサービスを使うなという原理原則になっています。

それで、これは何のためにしているのですかという、新しいサービスを開発したり、ユーザーに合わせてカスタマイズしたコンテンツを提供しようということです。すなわち、特定のサービスが取得した個人情報を、他のサービスをその人が始めたときに連携して使えるようにしましょうというようにしています。そうすると何がいいのか。皆さんが新しいグーグルのサービスを利用するとき、最初に最適化されたサービス、僕はこういう具合に興味があるんだよ、こういうところが見たいんだよ。それでは、この人はこういうふうなコンテンツを見せるときっと嬉しいだろう。

それから、グーグル側としては全く興味のない広告が表示されることがなくなります。すなわち、広告主にとって無駄打ちがなくなります。すなわち、数打ちや当たるという営業をやっていたのから、少数精鋭、こういう興味のある人はこれを買うに違いないということができるようになっていきます。

それで、グーグルはいろいろと問題を起こしているというか、問題になるかどうかわからないのですけれども、ストリートビューの事件のときも、一応認めてしましましょうといったような結論になっていますということです。

それで、こうなっていくと、皆さんのプライバシーのようなものがいろいろなところでもって利用されていることになっています。それで、このところでもってプライバシーとは何でしょうというお話ですけれども、プライバシー、古典的には個人の私生活に関する事項や私事が他から隠されており、干渉されない状態を要求する権利ですと言っているのですけれども、最近は自己を明確化する権利、知られていることを知る権利、蓄積されたその人に関する情報を知ることができること、それと情報の伝達を制御できて悪用を防ぐこと。要するに、自分はこういう者だということがきちりと明確で、自分はこういうことが蓄積されているということがわかっていて、要するにそいつは伝達が制御できて悪用を防ぐことができるということがプライバシーなんだよというようなことになっています。

それで、管理するために、いろいろな国際機関、国際的にどういう具合にこのプライバシーを守っていこうかという研究が技術的になされています。それで、1つはアイデンティティということです。アイデンティティとアイデンティファイアの違いというのが書いてありますけれども、ここは飛ばして、アイデンティティ管理というのは、基本的に人物のいろいろな情報ですね。名前である、銀行口座である、パスポート番号である、趣味は何である、それから、クレジットカードはどのような番号を持っている、資産はどのような状況である、そういったようなアイデンティティの情報を追加、変更、削除することということです。

それで、この管理の内容は、誰がそのアイデンティティにアクセスしようとしているかということ識別・認証するところ、それから、このアイデンティティの利用権限は何ですか、利用者の行動や履歴を把握するプロファイル情報ということで、そういったようなものをきちりと管理していきましょうということで、いろいろな国際機関でもって国際標準というものができています。それで、このアイデンティティ管理がしっかりなされれば、共通番号や何かを利用するときに、不安がある程度解消されるのではないかと私は思っています。

セキュリティ関連の標準機関、国際標準の機関というのはいっぱいあります。国際標準をつくっているのは、有名などころではISOですね。それで、余り有名ではな

いですが、電気通信関係の標準を作っているのがITU-Tというところでは、それで地域団体、ヨーロッパの電気通信の標準はETSI（エツィ）というところがつくっています。それから、国内団体というところでNIST（ニスト）、これはアメリカの国立標準技術研究所があります。それで特定分野、この特定分野というのはアイデンティティ関連をやっているところを挙げておきましたけれども、OASIS（オエイシス）というところがあります。これがシングルサインオン等々のものを行っています。それから、アイデンティティ管理技術の標準をつくっているところにリバティアライアンスというところがあります。もちろんIETFなんていうところもあります。

それで、そういうところでもって、国際的にもこういったアイデンティティ管理、すなわちマイナンバーを入れたときに、そのところの属性や何かをどうやって管理していったらいいでしょうか。マイナンバーにはいろいろなものがくっつきます。そのいろいろなものについてどうやって管理していきましょうかということでもって、いろいろな標準化活動がなされています。連携関係、認証関係、プロビジョニング関係、属性情報の交換に関するようなこと、こういうことがITU-T、ISO/IEC、IECというのは工業規格ですね、ISOと一緒にやっています、といったようなことがなされています。

それで、ここら辺のことについて、一番標準化の中心となっているのがリバティアライアンスという機関ですが、残念ながら、私はKDDI出身ですから、KDDIはボードメンバーには入っていません。AOLとかインテル、日本からはNTTさんですね。それからBT、ブリティッシュテレコム、それからオラクル、サン・マイクロシステムズ、ノベル、こういったようなところが理事会のメンバーでもって、プライバシーを保護した安心・安全なアイデンティティ管理を実現するための方法を検討しています。

それで、今までのアイデンティティ管理、先程言いましたように、個別に手続をして、個別に変更するみたいなことが要りますが、アイデンティティの連携ができると全部一緒にできるようになりますよということになっています。そのところでもって、これを実現するセキュアなメカニズムとしてSAML（サムル）というものがあります。これは多分、マイナンバーの技術的にも導入されると思いますけれども、OASISでもって策定されたシングルサインオンを実現する仕様ということなんです。

これはどういうことかということ、プライバシーの保護機能を具備していますということなんです。これはどういうことかということ、例えばサービス提供者A、このところは税務署さんだとしましょう。税務署、それと、あとサービス提供者Xさん、これは保健所だと

かそういったような部分だとします。それで、皆さん、マイナンバーを入れて漠然とした不安というのは、こういう機関や何かがみんな結託してユーザーの情報を全部集めていろいろなことをするのではないかということを考えておられると思います。すなわち、そこら辺のところをマイナンバーでもって一本化されてしまうのは非常に怖いのではないかと思います。

それで、このSAMLというメカニズムを入れると、これは仮名を使ったアカウントの連携ということが可能になって、これは国際標準の手法です。サービス提供者AとBがいた場合、税務署と保健所でも何でもいいのですけれども、ここが一番下に書いてある認証機関、これが多分マイナンバーを管理している人ですね。そのアカウント：echo（エコー）と書いてありますね、echoというアカウント、これが基本的にマイナンバーになると思います。それで税務署のアカウント：charlie（チャーリー）、それとサービス提供者B、健康保険組合のアカウント：delta（デルタ）と書いてあると思いますけれども、そこら辺を連携して、サービス提供者AとBが結託してデータを集めることをできなくするメカニズムです。但し、そここのところをユーザーが仮名でログインして、そのデータをユーザーの要求によって一緒に使うことはできるんですけれども、それがあなたのデータですよということをサービス提供者AとBが認識できないメカニズムをつくるような、仮名を使ったアカウント連携をできるようにしているプロトコルというのがあります。こういうのを導入していただけると、マイナンバーも非常に安心して使えるのではないかなということです。

それから、あともう1つ、リバティアライアンスがつくっていますID-WSFというのは、これは属性情報の安全な交換ですね。すなわち、例えばクレジットカード会社が市役所から住所や何かの情報が欲しいですよという状況があったときに、それをセキュアにやりましょうと。クレジットカード会社がマイナンバーを認証機関に聞いて、その認証機関から、この人は前橋市に住んでいます。そうすると、前橋市役所に聞くと属性情報がわかりますよということを言われて、それでもってサインオンすることによって、クレジットカード会社が市役所と属性情報を交換して、うまく便利なサービスができるといったようなメカニズム、これはリバティアライアンスがつくっているものです。

それから、あとこういったものには監査というものが必要なので、IAF、アイデンティティ・アシュアランス・フレームワーク、第三者評価ですね。こういうような評価のメカニズムというのもリバティアライアンスはつくっています。従って、ここら辺の国際

標準準拠のやり口をやっておくと、国際標準的に安全なものができますね、ということです。

あと、アイデンティティの安全性のレベルの規定みたいなものがこの機関、あそこにあるマークの機関、こういう機関でもってつくられていますよということです。

それで、海外でこういったものがどういように使われているかという、いろいろなところでいろいろなものが使われています。

英国では各種電子政府システムへのシングルサインオンができるようになっていきます。登録ID数は既に800万IDです。

それで、アメリカでは、これはニューヨーク州ですね。ニューヨーク州の公立学校約700校のシステムのシングルサインオンができて、教師1万人が登録していますよ。それからあと、一般調達局、それで政府システム関連の連携や標準技術として使われています。

それから、フィンランド。オンライン納税や公的文書の一元管理、この辺に、今言いましたようなリバティアライアンスだとかOASISで標準化したようなサインオンの手法というのが使われています。

それから、ノルウェー。個人情報にアクセスする政府系のマイページポータルサービスでもってこれを使っています。

イタリア。運転免許証更新サイトへのシングルサインオンでも使っています。

それから、オーストラリア。市民認証カードにおけるオンラインバンキングシステムのユーザー認証。

それから、ニュージーランド。電子政府サービスに省庁を超えてシングルサインオンができるといったように、技術的にはSAMLだとか横文字が出てきて面倒くさいと思いますが、そういった国際標準の技術を使うことによってかなり安心なサービスが使われていて、海外でもこの程度のところは現在既に使われていますねということです。

それで、現在私が考える導入の技術的課題ということは、基本的に国際標準や何かに準拠していくとそれなりにできるのではないかと。ディレクトリ、ディレクトリというのは、ネットワーク上のユーザー情報やネットワーク資源の一元管理をするようなシステムですけれども、これはITU-T勧告のX.500というもの、LDAP（エルダップ）と言われますが、そういったディレクトリ。

それから、アクセスコントロール、アクセス／ポリシーだとか何かについては、XA

CML（ザクムル）というものがあります。これはOASISとXACMLですけれども、ITU-TではX.1142と呼ばれています。

それから、プロビジョニングですね。アカウント情報の作成・追加・修正・停止・削除、これについてはOASISでもって標準をつくっています。

それから、認証・認可、これが先程言いましたSAMLですね。

それから、アイデンティティ連携／サービス連携、ここら辺はリバティアライアンスのID-WSF、そういったようなものを使うことでかなり安心なサービスを利用することができるのではないかと。もちろんこれからこういったセキュリティ上の課題というのは切りがないので、どんどん新しい問題が出てくるとは思いますけれども、技術サイドとしては、こういういろいろな材料を使って、そこら辺は安心できるサービスをつくれるようなものが構築していけるのではないかと考えている次第です。

以上、駆け足になりましたが、ちょうど時間を30秒ほどオーバーしましたがけれども、以上です。どうもありがとうございます。

司会：渡辺様、どうもありがとうございました。

では、ここで休憩を10分間取ります。席を離れるときは貴重品を必ずお持ちください。では、10分後、またお席にどうぞお戻りくださいませ。

[休 憩]

（6）パネルディスカッション

司会：お待たせいたしました。ただいまからパネルディスカッションを始めます。パネリストの皆様、どうぞお入りください。

これから皆様をご紹介してまいります。プロフィールは、お手元の登壇者プロフィールをご覧ください。では、ご紹介します。

先程、特別講演をしてくださいました、宇都宮大学大学院教授、渡辺裕様。

渡辺 裕：よろしくお願ひします。

司会：日本弁護士連合会情報問題対策委員会副委員長、齋藤裕様。

齋藤 裕：よろしくお願いします。

司会：群馬経済同友会代表幹事、株式会社群馬銀行代表取締役会長、四方浩様。

四方 浩：どうぞよろしくお願いします。

司会：関東信越税理士会副会長、群馬県支部連合会会長、狩野要一様。

狩野要一：はい、よろしくお願いいたします。

司会：内閣官房社会保障改革担当室、中村秀一室長。

中村秀一：よろしくお願いします。

司会：そして、コーディネーターは上毛新聞社、藤井浩論説委員長です。

藤井 浩：よろしくお願いします。

司会：ここからは、藤井論説委員長、お願いします。

藤井 浩：ただいま紹介していただきました上毛新聞の藤井です。進行役として、これから議論を進めさせていただきたいと思います。

始めるに当たって、ちょっとこの趣旨についてご説明したいと思います。今現在、皆さんご存じの通り、消費税を柱とする税と社会保障の一体改革の法案を巡って政局が緊迫しています。つい先頃は、大飯原発の再稼働が決まったり、日本はこれから将来を決める大きな決断を相次いで行っています。

この番号制度についても、これをどのように捉えるかということもその流れの中で大きな重要な課題であると考えます。この制度そのものが国民全体、国民全員に関わることであるにも関わらず、皆さんが知っているかということ、そうではないのですね。

政府が約3,000人の成年男女を対象に行ったアンケートだと、約8割がこの制度について知らないという状態です。こういう状態でやっていいのかどうか、知らないで進んでしまうことの危険性、そういうことを感じます。

今日のシンポジウムは、このナンバー制度って一体何なのか、もちろんメリットもデメリットもあります。そういうことを私たちが知り、考え、これを進めていいのか、そういう是非を決めていく判断材料を今日の議論の中で提供できればなと思っています。

今日は、賛成の方、あるいは反対の方、あるいは条件付き賛成・反対の方、いろいろな立場の方がいらっしゃると思います。そういう方たちの意見を余り一つの方向に導くという考え方ではなくて、冷静にお話を聞きながら判断していきたいなと思います。

私は新聞社の論説委員長をしていますけれども、新聞社の論説委員長の立場としても、是非、メリット、デメリットというのを総合的に判断して、皆さんに情報提供していかなければいけないなという私なりの思いもあります。そういう立場で、皆さんに質問をしていきたいなと思います。

まずは、先程お話をいただいた渡辺さんと中村さん以外の今日のパネリストの皆さんに、このマイナンバー制度をどういうふうに捉えるか、賛成か反対かということもそうですけれども、可能性あるいは懸念、いろいろな角度から、それぞれの発言をしていただきたいと思います。

それではまず、四方浩さんからお願いします。

四方 浩：では、私の考えを申し上げる前に、これからお話しすることは、群馬経済同友会を代表してとか、あるいは群馬銀行の立場とかそういうことと関係なく、国民の1人である私個人としての意見だということでお聞きいただきたいと思います。

まず、番号制度そのものについては、一応賛成という立場というか、考えでおります。

その理由ですが、2つあって、1つはまず、いわゆる情報化というものがご承知のようにもものすごい勢いで進展してしまっていて、今、国民1人1人についての情報がコンピューターの中にあるということで、いろいろな企業とか役所、病院も含めてものすごい集積をしてくれているわけです。それをうまく使っていくために、今回考えられているような、これを整理する共通の番号を定めるというのは、そのメリットとか有用性は情報化が進んでいる分だけやはり大きくなっているんだらうな、これをうまく使うことは国民全体にとって

プラスになるのではないかと考えている点が1つの理由です。

一面、リスクが何かということなのですからけれども、これは個々人で何をリスクと考えるかというのは違うと思いますが、私自身は端的に言うと、一番怖いのは国家権力が自分が想定するのと違うような形で、好ましからざる形でそういうものを利用していくリスクというのが最も心配だと思っています。それで、過去及び現在の世界の歴史を見る中で、過去、あるいは他の諸国の中でそういう国の状態だと、今度のようなものをつくったときに、果たして大丈夫かと思われるような過去の歴史、あるいは、現在も含めてそういう状態がないかといえ、あるんだろうと思います。

だから、問題は日本がどういう状況かということなのですからけれども、私の個人としての判断は、現在の日本政府がいろいろな点について、すべての点において信頼できるというふうに私自身も考えておりませんが、先程申し上げたようにマイナンバーを使って、というのは、マイナンバーの怖さは、言ってみれば自分の情報を全部掌握して、語弊があるかもしれませんが、逃げ隠れできないということなわけですね。それを使う限り、その人であるということがすべて分かってしまう、その怖さがあるのですけれども、そういうことは、日本の現在の状況、あるいは将来も多少見通してということですが、大丈夫ではないかと基本的に私自身は判断していると。従って、先程申し上げたメリットを使っていくということでもいいのではないかと考えています。

次に、それではどういう範囲・目的で使うかということですが、端的に言うと、その利用範囲については拡大していくべきだし、当然、民間利用もどんどん進めるべきだと思います。私自身、先程申し上げたように、一番怖いのは権力がそういう形で使うことであって、民間については、権力を持っていない分、それを悪用して我々個人が非常に困った状態になるというリスクは相対的には小さいのではないかと。従って、リスクを小さくするためには、できるだけ範囲を、関係する分を小さくした方が、それはリスクは小さいのですけれども、そういう形にしてしまうと、せっかくの有用性を小さくしてしまう。今回のシステムは、恐らく利用目的を限ったとしても、私、詳しく分かりませんが、相当の大きなシステムになることは間違いないので、かなり多額なお金がかかるんだろうと思います。従って、そこは余り狭い範囲にしてしまうとコスト倒れになるというか、そもそも何のためにやったのかということになってしまうということで、従って、基本的には広げていくべきだと思います。

ただ、もちろんセキュリティがどうかとか、あるいは成りすましを始めとしたいろいろ

ろな問題が生じる恐れというのがありますから、そういうことでの打つ手というか、そういうものをきちっと打って、そこを確認しつつ慎重にやっていくことが必要だと思imasuので、何もかも最初から大風呂敷を広げてすべてのことを、というのがいいということでもありませんが、できるだけそれをスピードを持って整備しながら、できるだけ速いスピードで拡大していくことが望ましいのではないかとというのが私の考えです。

藤井 浩：ありがとうございました。リスクに備える意識というのは、大震災以後、非常に国民の間で高まっていると思imasu。ですから、皆さん個人でどこまでをリスクと捉えるかによって変わってくると思imasuのですね。それはまた後で、皆さんにまたご意見をお伺いしたいと思imasu。

それでは、狩野さん、お願いします。

狩野要一：ただいまご紹介いただきました税理士会の狩野です。よろしくお願いたしませう。

税理士会では、平成23年度税制改正建議書に対しまして、番号制度につきまして基本的には賛成の立場を表明しております。また、平成22年8月と昨年2月にも、こちらの総論の意見を提出しております。総論の意見につきましては、こちらでございます。

この1の番号制度の導入についてでございます。基本的には国民の利便性に資することと行政を効率化させる基礎的なインフラとなることということなんです。

2番目として、「番号」を利用できる分野について、税あるいは社会保障については現金給付分野に限定してスタートし、ということで、制度定着に合わせて問題点を検証していくべきだと考えております。

また、3の「番号」について何を使うか。住民票のコードをベースとしてそれを加工した「新たな番号」とすることが合理的な選択肢であると考えております。

また、4として、「番号」の情報管理等について、国民自らが情報活用をコントロールできる措置。先程、四方会長が言われましたように成りすまし、あるいは不正行為の防止と目的外利用を防止する措置のすべてが必須条件であると総論では考えております。

また、各論に入りますが、これらの意見について、ちょっと細かくいきますけれども、付番対象につきましては、今、政府の付番対象につきましては、この①の非居住者に対するもの、あるいは法人番号を有しない未登記の外国普通法人というのがあります。こ

れについては現在、政府の方では付番の対象にしておらないのです。ですから、これにつきましては是非、対象としていただきたい。どうしても課税漏れといえますか、公平性に欠ける点があるかと思っております。

また、6の税務手続の効率化なのですが、国税と地方税で共通、類似している手続の重複を排除すること。例えば、法人を設立しましたとなると、国・税務署に対して開始届提出、県に対して提出、市町村に対して提出という3段階のことを、我々は手続を依頼されて行っております。それについては是非、重複を排除していただきたい。

あと、7としてICカード、マイ・ポータルの整備についてですが、ICカードに番号を例外なく記載することと、法人のマイ・ポータルを設けること、ということを考えております。

また、8として利便性と安全性について、番号取扱事業者である中小企業の事務負担に配慮していただきたい。

9として、税理士の役割として税務書類の作成に当たり、非税理士の排除、また、マイ・ポータル上の納税者情報の閲覧を可能とすること。税務書類の作成に当たりましては、税理士だけしか本人以外はできないことになっておりますので、付け加えさせていただきます。

続きまして、まず国民の利便に資することということです。一番左側でございます行政組織につきましては、最小の費用で最大の効果。ここで当然のことなのですが、かなりのコストがかかるだろうな、素人でもそんな気がしておりますが、実際うまく稼働するとかなりいい線をいくのかなとは思っております。それと、IT抜きでは不可能であるということですね。今、ITは、我々の税の社会ではe-TAX、e-LTAXは非常にうまく動いていると思って、特に群馬県は税務課の指導が良くて、e-LTAXはうまく動いているなと思っております。今から便利なものを使おうと税理士会では考えております。

あと番号の必要性なのですが、情報を正確・迅速に取得と。取得した情報の分析・運用・保護は行政費用の削減につながるということだと思います。また、国民の義務の確実な遂行ですね。憲法第30条の関係なのですが、納税の義務の実現ということだと思っております。また、社会保障給付の適切な支給ということですね。

あと、番号の利用に当たって、有資格者による手続の代理。これは我々税理士のことを言っているのですが、有資格者による手続の代理ができるようにしていただきたい

い。あとは番号における属性の付与というところでは、これは日本中、国家資格の弁護士先生を中心にこういうふうにあるのですけれども、属性は付与していただきたい。行政が受ける情報の信頼性の向上と国民意識の向上が番号の利用に当たって非常に重要になるのではないかと考えておまして、社会的な基盤のインフラとなる番号制度の構築を目指すべきであるということをお考えしております。

また、続きまして申告納税制度を補完する制度であるということですが、我々納税者・税理士、税理士の使命がここに書いてありますけれども、「申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ」ということです。結局、このレーザーの先にありますように、「納税者自らが所得等の申告を行うことにより、税額を確定・納付」ということになっております。申告納税制度でございます。あくまでも課税庁が所得や税額を算定するという賦課課税方式ではありません。番号制度は、あくまでも申告納税制度を補完する制度であっていただきたい。こちらにありますように、憲法第29条の「財産権は、これを侵してはならない」を前にしてこの憲法第30条がありますから、「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ」ということになっております。申告納税制度は堅持するということだと思っております。

それと、続きまして税務分野及び社会保障分野の利用とすること。これは現金給付ということなのですけれども、社会保障につきまして、国民年金、国民健康保険、社会保険、これは健保のポイントなのですが、政管健保のことなのですが、あとは厚生年金保険、雇用保険とすべて違うナンバーが入っております。我々とするとは実務的には非常にやりづらいのを実感しております。

あと、税の方から考えますと、こちらに企業の給与の支給等、公的年金の支給、退職金の支給、配当の支払等、また、ちょっと切り口は違うのですけれども、有価証券の売買、不動産の売買、預金口座の開設等、番号の提示。あとこちらに来て、各種支払調書ですね。扶養控除等申告書と源泉徴収票、退職所得の受給に関する申告書、支払証明書、こうなるのですけれども、これは一元的に番号を記載していただければ、実務的にも非常に助かるなということをお考えしております。

また続きまして、この目的外使用は絶対してはいけないと。例えばクレジットカードの設定や買い物等の利用、消費者金融の利用、この件に対しては利用しないということだと思っております。

それと、税の分野では民一民一官の利用形態であります、給与所得者が会社に提示

して、さらに税務署や市役所に提出するということになっておりますが、具体的な事例です。こちらは年末調整を考えていただければいいのですけれども、会社の従業員さんが扶養控除等申告書を会社に提示します。それは民から民へですね。民から官へのところで源泉徴収票、給与支払報告書を税務署あるいは市町村の方に出すわけですけれども、今現在、この数年、格段と良くなってきたのがeLTAXです。非常に我々も便利にしております。そんな面では、これをすべて一元化してしまうと、我々も実務的に非常にやりやすい。実務的にやりやすいただくと困る面もあるのですけれども、それが我々の現実でございます。

それとその次が、「番号」には「新たな番号」を、是非それは使っていただきたい。今の番号は、基礎年金番号につきまして、国民全員には付与、付番はされておられません。また、住民票のコードは住基台帳に明記されておられません。本人は番号を確認する手段がありませんということです。私、実際、住基カードを持っておりますけれども、何番かさっぱり分からないのですが、そんな状況になっております。従いまして、住民票コードをベースとして、それを加工して新たな番号とすることは合理的な選択であると考えております。

情報管理について万全の措置を取ること。システムは、番号に係る個人情報の分散管理、国民自らが情報活用をコントロールできることだと思っております。先程の法律化されるであろうとするならば第三者機関の設置、これは独立性を担保ということで、仮に公正取引委員会のようなことをイメージしてもらおうということなのですが、独立性を担保してもらおうと。罰則の強化、目的外利用の制限ということだと思っております。

それと、5として付番対象を追加していただきたいということです。今現在の法律案ですと、この1と2は通っているのですが、追加として、日本国内に財産を有し、日本国内で源泉所得を得る非居住者ということです。この非居住者の定義が、日本の国内に1年以上居所がある者以外の者、要するに半年だとか11ヶ月だとか、そういう人たちは課税漏れができてしまう恐れがあるので、それは是非、追加していただきたい。あと、法人も会社法人等番号を有しない登記のない外国普通法人も入れていただきたい。これは課税の公平性の確保から必要なのかなということだと思います。

6として税務手続の効率化を図ること。現状では国税、地方税で共通・類似手続が多いと。先程申し上げましたように、税務署へ出して、また県に出して、また市町村に出すのか、全く同じような手続をやっております。非常にこれが分散化されている。これを一

本化していただければ非常に助かると。一本化にしてもデメリットはどうか、メリットの方が多いかと思うのですけれども、一元化をしていただきたい。

それと、あと金融資産の分離課税と固定資産、市町村ごとの確認、これについては資産の把握ができたらすごくいいのかなと思っております。別に私は税務署の職員でも何でもありませんからすばり申し上げますと、例えば相続の申告なんかを考えてみますと、これは市町村ごとに固定資産税の評価証明を取らなければいけません。仮に相続人が、例えば被相続人の財産を把握していないケースが最近是非常に多くなっています。そんなことで、これが両方ともこうなって、実際に把握してもらおうと非常に便利ということになります。その後が我々の評価の仕事に入っていくわけなので、できたらこういうふうなのがいいのかなと思っております。

また、税務関連資料でございますが、大量の資料（法定調書等）の非効率的な名寄せ作業と自動的にマッチングできるなということだと思っております。税務手続の効率化が図れるだろうということでございます。

また、7として、ICカード、マイ・ポータルを整備することということです。納税者からマイ・ポータルにログインしていただきまして、いつでも確認ができる、自己の「番号」に係る個人情報へのアクセス記録、自己の「番号」に係る個人情報あるいは電子申請、行政機関等からのお知らせ、すべて自分で個人的なホームページにアクセスできるということだと思っております。ですから、非常に便利になろうかなと思っております。

また、ICカードに番号を例外なく記載することということですね。番号は氏名と同じ、可視化の必要性がある。記載しないことによる事務負担、例外なく記載することで負担が減りますと。震災時にも効果的である。

法人もマイ・ポータルを設けていただきたい。マイ・ポータル上で各種税務情報、社会保険情報の確認ということが出来ます。適正な納税義務の実現が図れるだろうというところでございます。

8として中小企業の事務負担を配慮していただきたいということです。今、日本では421万軒の中小企業があります。ほかに1万3,000の大企業があるのですけれども、中小企業の定義は、資本金が3億円以下と従業員が300人以下ということ、我々の思っているところはそういうことですが、その中小企業の事務負担が非常に膨大になってしまうのではないかなと思っているのですが、先程言った421万軒というのは、中小企業庁が昨年発表した数字です。番号取扱事業者については安全管理措置義務を課していただき

い。情報の漏洩・滅失または毀損の防止と「番号」に係る個人情報の安全管理をお願いしたい。また、源泉徴収義務者あるいは特別徴収義務者ですけれども、多くの中小企業が含まれております。

利便性につきましては、中小企業の事務負担のバランスに配慮していただきたい、あるいは安全性につきましては個人情報保護の観点や目的外利用を防止する上で当然に必要な対策ということだと思っております。利便性と安全性のバランスを図っていただきたいということです。

我々税理士会の立場を明確にさせていただきますと、税務書類の作成・代理送信。これは、偽税理士・非税理士が中にはいらっしゃいますから、これは絶対排除していただきたい。税務書類の作成が可能な税理士または税理士法人の身であることを確認する。我々は代理送信は当然できますから、代理送信の継続及び送信業務を税理士業務として税務代理に含めるということです。現行は本人署名の省略ということで税務代理をしております。

納税者情報として、マイ・ポータル上の納税者の情報として、代理送信する税理士も閲覧可能とする。但し、個人情報保護との整理が必要と。我々、今の税理士法の第38条に守秘義務が課せられております。守秘義務違反になってしまいますと、税理士本来業務ができません。そのようなことで、十分法的な措置もOKなのかなと思っております。また、その場合、マイ・ポータルにアクセスするために、ICカードに日税連が発行する電子証明書も追加していただきたい。税理士会員のみ発行しているICカードは、所有者は税理士であるということが我々が考えているところでございます。

大雑把でございましたけれども、税理士会の方ではこのようなことを考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

藤井 浩：ありがとうございました。

では、齋藤さん、お願いします。

齋藤 裕：では、齋藤の方からお話させていただきます。私の方は、反対の立場からご説明させていただきます。スライドに基づいて説明をいたします。

まず、番号制度を導入する大きなメリットとしては所得捕捉、誰が幾ら稼いだかということをしちんと捕捉することが番号制ではできると言われています。

では、どういうふうに所得捕捉するかということですが、このスライドに書いてあります。すごく大雑把ですが、例えば商売をして金を稼ぐ業者がいる。金を稼ぐということだから、払う人がいる、消費者がお金を払うわけですね。この場合にどうやって所得捕捉するかというと、消費者が業者から物を買った、お金を払った。その業者というのは番号何番の人です。何番の人から、いつ、幾らで物を買ったということを当局に申告する、そういうことがあれば番号制で所得捕捉ができますねということです。

例えば、私がパチンコ屋に行って、法人でも個人でもいいですが、パチンコ屋に行って金を使った。何月何日、パチンコ屋で幾らお金を使いました。そのパチンコ屋の番号は何番ですということを当局に申告する。そうすると、当局の方はそのパチンコ屋から、パチンコ屋は当然番号を付けて、幾ら幾ら所得がありましたという税務申告するわけですが、それを突合するわけですね、番号でもって突合する。そうすると、消費者から申告があった方が多いということになると、申告漏れですね。では、あなたはちゃんと申告していないじゃないですかということが分かる、これが番号制による所得捕捉のシステムということになります。税務当局が番号を突き合わせて申告に誤りがないかどうかチェックするというのが肝なわけです。

ただ、今言ったのは、要するに個人のお客さんが税務当局に何番の業者でお金を使いましたということを申告することが大前提になっているわけですが、今現在、そんな制度はないわけですね。例えば今、国税のホームページなんかを見ますと、税逃れをしている業者はどれだけの多いかということ、バーとかスナックとかパチンコ、こういったところの税逃れが多いとされているわけです。

さっきも言いましたが、例えば私がパチンコに行って、いつ、幾らお金を使ったということを、そのパチンコ店の番号付きで一々申告する制度があれば、パチンコ屋の所得捕捉はできますけれども、そういう制度ができれば所得捕捉なんてできるわけがないわけでありまして。逆に、では、個人の消費者が一々、いつ、幾ら、どこでチョコを買ったとかそういうのを申告する制度があれば所得捕捉はかなりできるのでしょうかけれども、そんな社会が本当にいい社会なののでしょうかというのは非常に疑問に思っております。

そうすると、全く番号制で所得捕捉ができないかということ、そんなことはなくて、要するにサラリーマンの所得捕捉はかなりできますね。扶養控除とかそういう場合は所得捕捉がしやすくなりますということです。絵がありますけれども、例えば奥さんが病気で入

院している。自分の正社員で働いている会社の収入だけでは、とてもじゃないけれども食っていけないから、5時に退社したら皿洗いのアルバイトをしている。でも、苦しいから、その所得はちゃんと申告していないという人は中にはいるかもしれません。そういう2つ以上の場所で働いているような人の所得を捕捉することは、番号制があればやりやすくなるのではないかと思います。思うけれども、その程度のことのために番号制度を導入するのが本当にコストパフォーマンスに合ったことなのかというのは非常に疑問に思います。

あと、番号制度で次のメリットですけれども、行政事務が効率化するということが言われています。確かにある程度、事務が効率化することは間違いのないと思います。しかし、問題は制度をつくって運営するために幾ら金がかかって、番号を導入することによって幾らお金が浮くか、そのコストパフォーマンスが明らかじゃないということですね。今日の資料の中にも、番号制度をつくって運営するために、官民合わせて幾らお金がかかるのか、導入することによってどのぐらいの経費削減効果があるのか分かる資料は、今日の資料の中に入っていない。ここにも書きましたけれども、パスポート電子申請システムというものがかつてあったわけですね。このシステムは、パスポートを1冊作るのに1,600万円かかったと。非常に無駄遣いだったと言われているわけですがけれども、番号制度も、きちんと幾ら金がかかって幾ら経費が浮くんだということをわきまえないで、考えないで導入すると二の舞になりかねませんよということを言いたいと思います。

今日の朝日新聞をご覧になられた方はいらっしゃるかもしれませんが、珍しく朝日新聞が共通番号に批判的な記事を載せています。そこで、野村総研の方がこういうことを言っている発言が引用されています。番号制度は、予想以上に時間がかかり、数兆円投入しても完成しない状態になりかねない。今のままではシステムを受託するコンピューターベンダー、要するに製造販売会社が国民の税金で潤うだけで終わってしまう。要するに昔の箱物行政と同じで、確かに国民が全く利便を受けないわけじゃないけれども、それ以上にお金を使ってしまう無駄遣いの制度になる可能性があるということだろうと思います。

あと、番号制度を導入することによって、市民が行政手続をするときに便利だと、住民票などを取らなくともよくなるということが言われています。しかし、こういうシンポを全国でやっているわけですがけれども、熊本でシンポをやったときに、元熊本市の職員の方が発言されていましたが、それは番号制がなくなるとそのぐらいのことはできるんだと

いうことを仰っていました。本当に番号制がなければ市民の利便を図ることができないのかどうか、考えてみる必要があると思います。

デメリットですが、番号制が導入されることによって、官僚が効率的にある個人についての情報を集めることができるようになります。確かにいろいろ技術的な工夫はされているんだろうと思います。しかし、どんなに技術的に頑張ったとしても、ある公務員、官僚、職員がこの情報を取ることが職務上必要なんだと、本当は必要がないのにそう主張して情報を取ろうとしたら、それを防ぐ手段はないと思います。実際、四方さんの方から日本の今の社会の信頼性というお話がありましたけれども、今まで日本の官僚は、防衛庁情報公開請求者リスト事件とか、社保庁の年金記録の覗き見事件とか、かなりプライバシー侵害というのを起こしてきたわけですね。こういう人たちに番号制を与えていいのかということを考えないといけないと思います。

第三者機関があるからいいというふうにも政府は言います。しかし、第三者機関というのは本当に機能するのでしょうか。私は労働事件なんかよくやりますけれども、この間、中央労働委員会、これは三条委員会と言われる割と独立性の高いとされる委員会ですが、中央労働委員会の委員の人と話をしました。私はいろいろ書面を書いて労働委員会に出しているんだけど、どうも話をしても噛み合わない、記録を読んでいるのですかと言うと、いや、記録は読んでいません。では、誰が記録を読んでいるのかというと、委員じゃなくて、事務局の官僚が読んでお膳立てしてくれるんだ、そういうことを仰っていました。これが第三者機関とか委員会と言われているものの実態ですよ。仮に番号制について第三者機関を設けたとしても、結局、官僚が主導するのではないのでしょうか。

今回の第三者機関というのは独立の第三者機関だと言われてはいますが、誰からの独立を言っているのでしょうか。官僚から独立するようなシステムには決まっています。原発事故が起こったわけですが、保安院、これは官僚が動かしていたわけですが、きちんと電力会社をコントロールしたのでしょうか、していませんよね。その同じ官僚が番号制をチェックする第三者機関をつくったからといって、どうしてきちんとコントロールすると言えるのでしょうか、私は非常に疑問に思います。

あと、原子力規制委員会の関係でノーリターナルルールというのが言われていますけれども、要するに、自分が元々いた省庁の利益を図ってしまう可能性があるから、原子力規制庁に来た官僚は元の省庁に戻さないようにしようというルールがあるわけです。1つ合理性のある制度だと思いますけれども、この番号制の第三者委員会についてはそういう仕

組みが設けられていません。ですから、番号制の第三者委員会に来た官僚が元々自分がいた省庁の利益を守るためにいいかげんな審査しかしない、そういうことはあり得るだろうと思います。

あと、第三者機関はいろいろな権限が行使できることになっていますが、例えば税金に関わる脱税調査、犯則調査とか捜査、こういったものは非常に人権侵害が高い場面なわけですがけれども、こういった場面については、例えば報告を求める権限、立ち入りの権限とか、そういった権限を行使できないというふうに明文で規定されています。非常に人権侵害が高い場面に限って、第三者機関が権限を行使できない仕組みになっているわけです。これで役に立つはずがないと思います。

以上述べてきましたけれども、番号制度が全く役に立たないとは思いませんけれども、今言ったようなお金のコスト、あるいは人権侵害のコスト、そういったことを考えると、到底導入に値するものではないと考えます。以上でございます。

藤井 浩：ありがとうございました。非常に多面的なご指摘だったと思います。

今まで皆さんのお話を聞いていて幾つかのキーワードが浮かび上がってきました。そもそも、これが必要なかどうか、必要性ということ。それと安全性、利便性、効率性、コストの問題、それぞれいろいろな議論があると思います。皆さんからも今まで指摘がありました。この番号制度によって個人情報がどれだけ守られるのか、プライバシーを侵害しないのかどうか、あとは費用対効果の問題をちゃんとクリアできているのか、負担の公平性というものは担保できるのかどうか、そういうことは、国民が深く考えれば、恐らくいろいろな不安が出てくる中の大きい要素だと思うのです。

これをそれぞれ語り始めると切りがないので、1つ、今ご指摘のあったコストの問題なのですが、中村さんに、この制度はシステムの構築からメンテナンスからどれくらい必要なかどうか、それを教えていただけますか。

中村秀一：お話の中でメリット・デメリット、それから、コストに比べて効果はどうか、そういったことでコストのことが常に問題になります。先程、齋藤弁護士さんからご紹介のあった今朝の朝日新聞の記事では、コストが5~6,000億円かかると言われているけれどもというお話もありました。そういった数字が出るのは、確かに私どもの責任もちょっとありますので、その辺からご説明をしたいと思います。

2009年にこの番号制度を入れようということが決まったと最初に申し上げました。検討の過程で、2010年の最初の頃、番号制度を粗々設計し、例えば番号を使う範囲、これは3つの案を、当時、パブリックコメントを求めるときに、政府は提示したことがあります。スウェーデンのように行政のあらゆる分野で使うのか、あるいはアメリカのように税と社会保障の分野で使うのか、あるいはドイツのように税だけの分野で使うのか、そういったパブリックコメントを差し上げたとき、あと、番号制度については、狩野さんからお話があったように、基礎年金番号を使うのか、住民基本台帳の番号を使うのかなどの選択肢を提示したときに、粗々費用としては当時5~6,000億円はかかるのではないかとということをして1回提示したことがあります、その後、こういう国民対話の席でもいつも、どのくらいお金がかかるのかと言われて、精査はしている、できるだけ安いほうがいいと思うので、あの当時の数字よりももっと低くなるように作業をしている、こういうお答えをしております。

今実際、幾らかかるのかということですが、導入に係る共通費用として、マイ・ナンバーと法人番号を付ける付番システムの構築に約100億円かかると考えています。それから、スライドでご説明いたしました情報連携基盤、マイ・ポータル、個人の方がインターネットで自己記録を見られるようなマイ・ポータル、それから、ご説明いたしました第三者機関の監視システムの構築に400億円を見込んでいうことで、今、これはそれぞれ内閣官房や担当官庁が財務省と話をして予算要求している中で、本年度の予算要求はこのうち60億円程度になっておりますが、後年度、できるまで考えると500億円、今言った100億円と400億円と見込んでおります。

ただ、この他に国税庁、日本年金機構、地方公共団体、共済組合、お話に出ていました健康保険組合などでもシステムの改修が必要になると思いますし、税務署に提出する法定調書にマイナンバーを付けるとか、法人番号をつくるために金融機関のシステムや、それからお給料を出す事業所のシステムなどの改修も必要になります。こういったお金については推計しなければなりません、まだ残念ながら、我々の中核のシステムもこれから具体的な設計にかかるころですので、その他関係分野のものについては金額が出ていない、そういう状況でございます。繰り返しになりますが、今日スライドでご説明しました、導入に係る番号をお付けし、その周りの経費、中核経費としては約500億円というのが、今の政府の申し上げられる数字でございます。

藤井 浩：分かりました。500億円プラスどれぐらいかかるか、まだ分からない。少なくとも巨額な経費がかかることは間違いないということですね。

中村秀一：それと、せっかく振っていただいたので、先程の議論の藤井さんのまとめの中で、そもそも番号制を導入する必要性なんかについてご議論があるということですが、私どもは行政をやっていて、四方さんのお話にもございましたけれども、これだけ情報化している。文書による行政事務というのは、奈良時代の徴税の記録なんかも出てきていて、木片が出てきてそこに書いてある。奈良時代のお役人は文書でもそういう文書による租税の事務をやっているわけですね。今はみんなコンピューターになって、膨大な情報を税務でも社会保障でも使っている。

年金記録の問題を見ても分かる通り、日本の漢字というのは難しくて、今の普通のコンピューターでは、実はそれぞれのお持ちになっている、齋藤さんとか、渡辺さんのワタナベという字の姓の表記だってたくさんあって、本当は今のソフトでは限界があるわけですね。そういうことをやりながら、行政機関としてきちんと現金給付をするとか様々なサービスをする。そういうときに、これだけコンピューターを使って作業するようになっていた場合に、お1人お1人にその人を特定できる印があれば、それが名前であればいいのですが、日本の漢字システムではできない、読み方も外からは分からない。そういう状況の中できちんとした行政をしていくためには、1人1人の符号が必要。それは今の世の中では象さんの印とか熊さんの印を付けるわけにいかないわけで、やはり番号が合理的ではないかと思います。民間のオフィスでもそういうことで、事務の合理化、効率化、簡素化がどんどん進んでいるわけで、国にしろ、都道府県にしろ、市町村にしろ、行政機関だけが手足を縛られてそういうことができないというのは、実はその行政のあり方としても我々は責任が果たせないのではないか、そういう気持ちを持っております。

藤井 浩：先程の話に戻ります。コストについて、今、中村さんからお話があったことに対して、四方さんと狩野さんはどのように思われるか。それには相当お金のかかることであるけれども、まだ全体像は分からないということに対してどうでしょうか。

四方 浩：コストと、それから得られるメリット、コストは何億円とかお金で計れるのですけれども、メリットはお金で計れる部分もあるのですが、そうでない部分もある。これ

は銀行のIT化なんかでも同じなのですから、コストで計れる方は、今まで手でやっていたものをコンピューター処理が非常にできるようになるので、人件費が安くて済む、これは出てくるのですね。ただ、そこから得られる利便性を幾らと算定するかというのはお金で出てこない部分があって、今回のものもそういう部分が結構あるんだろうと。

というのは、先程ご説明があったように交通事故で事故に遭ったと。それで病院に救急搬送されたけれども、どういう手当をされた方がいいかというときに、いろいろな個人の情報がその病院にあれば非常に的確な医療ができると。じゃ、それはお金で換算するとどのぐらいのメリットなのかというのはお金では換算できませんので、そういう部分があるんだろう。だから、そこはいわば総合判断というか、最終的には国民1人1人が、お金で幾らと幾らで、こっちの方が多からと計算できれば非常に簡単に分かるのですが、そうじゃない総合判断が必要な部分があるんだろうという点が1点です。

それから、では、現状のコストがどうかということについては、私もこれからどのぐらいの金が、基本的な部分については500億円だとして、その他、年金機構であるとか政府機関がそれに対応するためにいろいろシステムを直すのに幾らかかるかというのはまだよく分からないというところはその通りだと思いますので、それでは、今これをやるにしてどのぐらいの損得計算になるかというのは、現時点でなかなか判断がつきにくいところがあるだろうと思います。

それで、先程申し上げたのは、当初というだけじゃなくて、将来も含めて考えないといけないのかな。私の意見は、先程申し上げましたように、そこを余り狭く範囲を限定してしまうと基本的なところにお金がたくさん要りますから、それではメリットが非常に小さいのではないかな。だから、将来的に相当広い範囲で利用するつもりでやるということであれば、私の個人の判断としては、やるメリットがあるのかなと、そのぐらいの感じでいます。

藤井 浩：狩野さん、どうでしょうか。

狩野要一：朝日新聞の先程の記事を見させていただきまして、5,000億円という数字、大変な数字だなと思って、実際問題、これはうまくいかなかったら大変なことになるというのが実感ですね。これは当然、税金で払っていますから、大変な無駄遣いになってしまう可能性もあるのかなというのは非常に心配しております。

今実際、動いている住基カードでは、有効期限が10年なのですね。これをまた仮にスタートして、10年後、同じように500億円かかるのかという予測はしているのですけれども、それがランニングコストでトータルで500億円かかって、また10年後で500億円かける、そういうふうなことになる、なるべくいいものをつくっていただかないと、行政事務の効率化、あるいは公務員の利便性に叶わないのではないかなという気がしております。金額的には分からないのですけれども、社会保険と税の一体利用じゃないともう無理だと思っています。税金だけのことを考えていったら非常に無駄になってしまうかなと思っています。先程、四方会長が言いましたように、なるべく幅を広くしてあげたいのですが、やはりセキュリティの問題がありますから、現金給付というのは先程申し上げたのですけれども、エリアは広くなのですが、幅のそれが地震、3・11の地震のように何が起こるか分からないのが今現在ですから、非常に怖い可能性がある、セキュリティを考えながら幅は広げていただきたい、そんなふうに思っています。以上です。

(7) 参加者との意見交換・質疑応答「国民対話」

藤井 浩：もっと議論を深めたいのですけれども、会場の皆さんにもいろいろな意見を言っていただけないかなと思います。

もし意見でも、あるいは質問ならさらにいいのですけれども、言っていたければ、手を挙げていただいて所属を仰っていただければと思います。どんな角度からどのような意見でも結構ですので、いかがでしょうか。

発言者①：今、いろいろお話を聞いている中で、今現在動いているe-TAXがございませぬ。あれはどのぐらいのコストがかかって、どのぐらいの効果があったのでしょうか。まだまだ普及されていないとはよく聞いているのですけれども、ちょっと勉強不足で分からないのですが。ただ、私も法人会の方の関係で、昔からずっとそういうところにもお話は聞いているのですけれども、なかなかe-TAXがやりづらくてという一般の方々の意見がある。

ただ、そこにもものすごくいろいろなコストがかかっていて、これはどうにかe-TAXを普及させたいという無理矢理のやり方があるのではないかなと思います。分かる範囲で結構でございますけれども、e-TAXにはどのぐらいのコストがかかり、どのぐらいの効果があったのかお教えいただけますか。というのは、今やっていることが、これから

もやはり同じだと思うのですね。e-TAXをやるには相当のコストがかかったらしいのですが、これをやりだしたはいいいけれども、途中からどこかへそれが消えてしまって、この対話と言いながらも、政府がやりたい方向に向けていくための何かパフォーマンスでしかないのではないかという気もいたしますので、その辺も含めて。

藤井 浩：e-TAX、住基カードも含めてですね。

中村秀一：e-TAX、住基カードのことも含めてお答えをさせていただきます。幾つか論点があると思うのですが、e-TAXそのものについては、私ちょっと不勉強でお答えできなくて恐縮でございますが、基本的な認識はこういうことでございます。もちろんマイ・ポータルで目指すというのは、いろいろな行政領域に対して電子申請ができたり、そういうことができる。それは最も典型的なものはe-TAXをさらに発展させたもの、そのようなことを考えております。

例えばこういうことで、できれば医療機関と税とそういうことを組み合わせることができれば、医療費控除などについても、今は領収書を取っておいて、それを確定申告するときに医療費の領収書を税務当局に申請するということですが、今回の大綱や今回のマイナンバーの検討の中では、例えば医療費控除の際の領収書の添付とかそういうものは不要になるとか、そういうことでございますので、今のe-TAXに限らず、あらゆる分野でワンストップ申請するようなことを1つ目指しているということ。

それから、何回かご説明させていただいております、繰り返して恐縮ですが、基本的には複数の行政機関にある情報が同一人の方の情報だということを確認するための手段で、それができると、情報の組み合わせによってさらにきめ細かなサービスができるようになる。どういうサービスができるかというお話については、例えがあれですが、新幹線や高速道路のようなもので、まず我々がやろうとしているのはそういう基盤になるマイナンバー制度という新幹線を通す。その上にどういう車両を走らせるか。例えば、今は利子所得などは分離課税になっていきますので、法定調書などでも取らないようになっていきますけれども、例えば、国民的な合意ができれば利子所得についても把握するようにしよう、と。そういうことになれば、そういう車両を走らせることができる。そうすると、給与所得に合わせて利子所得も総合課税できるようなことにもつながる。だから、今我々がやっている作業は、そういうあらゆる種類の列車、新幹線を走らせることのできる線路を

マイナンバー制度というもので敷こうとしているんだ、こういうふうにご理解をいただきたいと思います。

政府の方では、例えばどういう車両が今考えられているのかというのは2つご説明申し上げますが、1つは今、消費税の増税に絡んで、消費税というのは、多く使った人がたくさん消費税を納める税ですから、消費が多い方、高所得の方が税額としてはたくさん払う税でございますが、所得が低い方も食料品やそういうものをお買いになる。そうすると、税額としては低いけれども、その方の所得に対しては低所得の方ほど消費税負担は重くなるという逆進性の問題があるので、この問題を解決しなければならないというのが課題になっています。

その解決方法は、政党によって違いますし、幾つか考え方があるのですが、今の政権政党である民主党は、この逆進性の対策として「給付付き税額控除」、所得の低い方に対して消費税で負担増になる部分をお返しすることによって逆進性を緩和しよう、こういうことを考えています。この給付付き税額控除を導入するためには、どの方が本当に低所得なのかというのを厳密に考える必要があるのですが、それは番号制度が動き出すことを前提にしているということで、2015年の番号制度の導入以後、本格稼働することを前提に、給付付き税額控除を実施する。これは民主党、自民党、公明党が6月15日に合意した3党協議の合意書の中にも今言ったような考え方が文章として盛り込まれている、それが1つでございます。

もう1つは、「総合合算制度」といって、これは社会保障の方ですが、医療費もたくさん医療費がかかった方の自己負担は頭打ちの制度がございます。介護保険もあります。それから、保育所を使っておられる方について保育所の負担もある。障害者の方もサービスを使っておられると負担がある。そうすると、それぞれの制度にそれぞれ負担の限度額が決まっていますが、それが重なった場合に、1つの家計で負担が大きくなり過ぎる場合があります。それは負担を合算して、家計に対して一定以上の負担にならないようにする制度をつくろう。これは社会保障と税一体改革の中の社会保障改革のメニューに入っていて、これで4,000億円程度お金がかかるという試算も出ておるわけですが、この総合合算制度を実施するためにもこのマイナンバー制度が必要になるということで、その2つみたいなこと。

つまり、線路を走らせて、線路ができた暁には、そういう給付付き税額控除制度や総合合算制度という車両を走らせる。それは今の事務体制ではなかなかできないこと、ある

いは正確に分からないことがより分かるようになるだろうということで、その番号制度が期待されている。逆に言うと、そういうことをしたいから、民主党政権としては番号制度ということ、2009年12月以来、政策の優先課題の1つとして取り組んできたという経過がございます。

藤井 浩：それ以外に何かございますか。何でも結構です。

取り敢えず、では、私は呼び水で。先程、齋藤さんから第三者機関に対して、心配である、十分ではないのではないかというご意見がありました。中村さんから聞く前に、それについて渡辺さんに、第三者機関がどのような機能を果たせばセキュリティ、個人情報の保護が図れるかということをお話しただけないでしょうか。

渡辺 裕：先程、監査のメカニズムというのを申し上げたのですけれども、技術的には、基本的にどういうポリシーをもって、ポリシーというのはセキュリティをどういう具合に扱うかという規則のようなものですが、その規則に合致しているかどうかというところをきっちり監査しますという機構です。従って、技術的にはその第三者機関が、こちらの齋藤先生の仰るような生臭い話で、実際は誰がやっているんだみたいな話になると、ちょっと技術論ではなくなってくるのですけれども、技術論としては、きっちりポリシーを決めて、そのポリシーに従って動いているかどうかということの規定する内容になります。従って、そのポリシーが正しいかどうかというのは、その機関でもってきっちり、その機関はこういうポリシーでやっていますよ、それを公開することによって、みんな眺めて、ここはここのところはまずいのではないかといったようなことを言えるようにしておくのが重要ではないかと思えます。

とにかく余りシステムティックにいくと、基本的に善意の人たちが集まっていないと余りうまくいかないんで、中には悪意の人、すなわち新潟県警でNシステムを目的外に利用した事件というのは、これは基本的に目的外に利用することが可能なようなアクセス権を持っていたことがいけないのであって、そのアクセス権をそこから剥奪してしまえば何とかなのではないかというのが技術論の言い方です。以上です。

藤井 浩：セキュリティについてはいろいろな議論があると思えます。先程、渡辺さんから各国の方法について説明がありましたが、やはり国際基準に沿って整えることができ

ば、セキュリティはある程度守れると。

渡辺 裕：日本独自の規格、もちろんE T S Iみたいな、要するに世界はいっぱい分かれています。ヨーロッパ標準というのがありますし、北米標準というのがあるのですけれども、残念なことに、こういうセキュリティの分野は、悲しいことにアジア標準というのは存在しないのです。なぜアジア標準が存在しないのかというと、セキュリティというのは非常に防衛とかそういった部分にも絡みますので、要するにアジアの国というのは、日本がいれば中国もいるということでもっていろいろな国が集まっているので、アジア標準というのができない状況にあるところが日本の不幸だと思います。要するに、北米とかヨーロッパというのはまとまってやっています。従って、我々が使えるのは多分、国際標準であろうと思っています。

それで、その国際標準を使うに当たって、日本でもってつくって標準にしたほうが国際標準は、基本的に国際標準というのは、政府の陰謀説だとかそういったようなものが渦巻く場合がありますけれども、一応公開されていて、世界中の人がそいつを使うことができ、世界中の人が破ろうとして破れなかった実績を持っている方式というのが国際標準になっているのですから、どこかでつくって、日本国政府がつくってこの方式でいきましょうというのは、公開されていないので、公開した瞬間に、誰かが破るかもしれないということがあるので、やはり国際的に通用するものを使う方がいいと私は個人的に考えています。もちろん皆さん違う考えを持っている方はいらっしゃいます。防衛省の方も外務省の方も独自のものを持っておられるようすけれども、私はそういうふうに思うということです。

藤井 浩：では、また先程の話に戻ります。第三者機関について、非常に強い権限を持ち、あるいは罰則についても強化されたということの説明がありました。ただ、やはり齋藤さんのような意見がもちろんあると思うのですね、十分か？ということ。

中村秀一：日本の個人情報保護制度は、ヨーロッパ標準のところからいくと、個人情報保護法がありますけれども、日本の個人情報保護法というのは不十分だと言われていて、それは第三者機関というものがいないので不十分だという指摘があり、実は私どももマイナンバー制度を検討したときに、大きな柱としてシステムの部分と、もう1つは個人情報保護

をどう考えたらよいのかということで、2つの柱で有識者の方に集まっていただいて研究していただき、議論を重ねてきました。

その際、その個人情報保護の方は、日本の個人情報保護法の大家の先生方に集まっていただいて勉強していただき、また我々に教えていただき、またご意見もいただいてつくったわけですが、とにかく第三者機関がないということが致命的な日本の個人情報保護法政の欠点であるし、今度のマイナンバー制度をつくる時は、ゆくゆくは個人情報保護法の方でも第三者機関をつくるのが望ましいけれども、まずこのマイナンバーについてはそういったことをつくる。そうでなくても、齋藤先生からご指摘があるように、四方さんも指摘されましたけれども、政府、国家管理ということが非常に懸念されるので、そのところを監視する機関をつくろうと。

今度つくろうとしております第三者機関は、日本の法制度の中では最も独立性の高い形の機関の第三者機関として位置付けると。ただ、その機関も、先程、齋藤さんのお話ですと、中央労働委員会というのも法的に言えば同じ位置付けで、機能の仕方として、中央労働委員という方じゃなくて、むしろ作業しているのは官僚で、その官僚のコントロール下にあるのではないかというご指摘がありました。私は中央労働委員会のことについてはコメントできる立場にありませんが、こういう複雑になり専門性が高くなっていく社会において、企業であれ、地方公共団体であれ、国であれ、どの国であれ、一種の作業をするマシンが必要で、それが官僚制と言われるものでありますので、官僚が仕事をしなければならぬというのは避けられないことであると、官民間問わずそういう社会だと思いますが、それを最終的に責任を持って決めるのは、行政の分野でいけば、県でいけば県知事であるし、前橋市でいけば住民から選ばれた市長であるし、国であれば国会議員さんであり、議員内閣制の下では、それをつくってきた、構成してきた総理大臣や各省の大臣であり、第三者機関では、国会の同意人事を得て、法律で定められたこと以外では罷免されることのない独立性を持った第三者機関のトップの人たち、あるいは委員がその責任を持って仕事を果たすようになっていくべきだと思いますので、第三者機関をつくってきちんとやっていくということが非常に重要なことではないかと思えます。

藤井 浩：会場の皆さん、いかがでしょう。どうぞ。

発言者②：ちょっと格好悪いのですけれども、ご了承ください。

上毛新聞社さんに申し上げたいのですが、私の見方で、朝日新聞が一番公平だな、新聞を取り替えようかなと思っていました。しかし、今日のこれを考えてくれて、そうじゃない、上毛新聞を続ける方がいいなということになりました。というのは、桐生の瓦礫の問題のときに、私の地元では1回説明会をやってくれたのはいいのですけれども、市長が来ないのですよね。上毛新聞社さんは、今日はこれだけの大物の必要な人を揃えてくれたので、このマイナンバーのあれをあと2回ぐらい希望します。自信を持ってやってください。新聞は取り続けますから、そういうことです。

それから、中村室長にお願いしたい。私のおふくろが入院していたときに、原則、病院は1ヶ月退院というのがありますよね。どうしてかと病院に詰め寄ったら、国の補助が出ないから1ヶ月で退院しろ、強制執行のようなのがありまして、非常に悲しい、今はおふくろも亡くなってしまって、親孝行が足りなかったかなと思っているのです。私が勉強不足だったら謝りますけれども、国から補助が出ないから1ヶ月で退院、どこの病院も同じだというあれで、病院側から強いことを言われました。そこを何とか中村さんの力で変えてできないものですか。でも、どこの病院でも病気ですぐ死ぬか生きるかの場合には言わないと思うのですけれども、私のおふくろは、1ヶ月たったから明日退院しろ、それを言われたので、ぜひお願いしたい。病院は1ヶ月で退院というのを変更してもらいたいと思います。

それから、今なお永田町を見ていると、参議院議員をなくすのが一番いいのですけれども、それは無理ですから、中村さんは定年後、天下りに行くと思いますけれども、給料半分で我慢してください。そうすれば、私は個人のあれとしては、現場へ行って、中村さんの立場で一番いい給料をもらっていると、それでみんな腹が立つんだと思いますから、給料は半分で我慢して、天下りに行って頑張ってもらいたいと思います。以上です。

藤井 浩：お答えできる範囲でお願いします。

中村秀一：どうもありがとうございます。上毛新聞社さんへのコメントはちょっと別にいたしまして、医療のお話と国会改革のお話が出ました。医療のお話についてもいろいろ申し上げなければならないと思うのですが、1つ言えることは、国の政策として、できるだけ早くよく治せる病院をつくっていかう、急性期の病院は、さらにできる限り入院期間を短くしていかうという方向性が1つあるのと、そうした場合にまだ十分に医療的なニーズ

はあるけれども、急性期の病院で診ることは終わっているといった場合に、その中間の病院として、リハビリであれば回復期のリハビリ病院とか、急性期ではないという意味で亜急性期とか療養型と言われるような病院があって、そういう病院を整備していく。さらには、退院された場合に、なおお加減が悪い場合には在宅で医療ができるような、あるいは介護ができるようなシステムを整備していこう。その点がまだまだ日本では十分でないので、今回の社会保障と税一体改革でもその医療改革の部分、それから、病気になっても地域で安心して医療、介護が受けられる、地域包括ケアと呼んでいます、そういった改革をしていこうというのが内容になっています。

ご質問いただいた方のお母様は残念ながらお亡くなりになったと今伺ったように思いますけれども、国の政策としてはそういう政策を目指していて、補助が打ち切られるとかそういうことではなく、お医者さんにお払いする診療の対価としての診療報酬というものがあって、それが入院期間によって診療報酬の額が変わるというシステムがございますので、病院側が仰っているのはそのことではなかったかと思えます。

それから、国会改革だけではなくて、公務員の給与の問題もありましたけれども、今、国の方では岡田克也副総理が一体改革の担当大臣であるとともに、行政改革の担当大臣でありまして、公務員の給与も7.8%引き下げをするという法律も通しましたし、退職金も、この前、人事院が調査いたしましたら、国家公務員の退職金が民間の方よりも400万円高いという結果が出ておりまして、岡田副総理はそこを格差是正すると言っておられますので、そういった意味で、ご指摘いただいたようなことについて、マイナンバーとは直接関係ありませんが、政策の方向性としては努力しているということは、これでお答えに代えさせていただきたいと思えます。

藤井 浩：先程、上毛新聞についてのお話、ありがとうございます。これからもお読みいただければと思います。上毛新聞としては、こういうイベントをやるか否かは別としても、日々の新聞づくりの中でこの国が誤った方向に行かないような情報を提供して、皆さんにしっかり判断してもらい、そういう仕事を続けていきたいと思えます。

以上ですけれども、また何かご質問があれば、是非お願いします。はい、どうぞ。

発言者③：すみません、時間を過ぎておりますので、端的にお伺いしたいと思います。前橋市議会の●●●●と申しますけれども、基本的な問題で恐縮でございますが、中村室長

にお伺いしたいと思います。

1つは、今回の話を伺っております、住民基本台帳ですとか、あるいは住基カードの話と若干かぶったところがあるのですが、そことの関わり方、あるいは今回このマイナンバーが導入された暁にはその問題がどうなるのか、それについてお聞かせいただきたいというのと、あとは、これが仮に導入されたとすると、例えばICチップなどが入るかと思うのですが、それによって各地方自治体でそれをさらに利活用する、住民サービス等で活用するということが可能なかどうか、その辺についてお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

中村秀一：ありがとうございます。まず、ICカードについてでございますが、住基カードは、今度の法律を出しております、住基カードは廃止して、このマイナンバーカードに切り替える、こういう形になっております。ただ、住基カードの有効期間がありますので、有効期間のあるカードをお持ちの方は、そのカードを有効期間の間は使っていただく、そういう形を考えております。

それから、住基カードなり住基ネットがあるのに新しい番号にしたのはなぜかというご質問もよくいただきます。

1つは、住基ナンバーそのものが他にもう使わないんだというお約束でつくられ、そういう形でシステム設計されているので、仮に住基ナンバーをマイナンバーとするとしても大幅なシステムの変更が必要になる。それから、今、残念ながら住基カードをお持ちになっている方がそう多くない。そういうことであれば新しいカードにしてもいいのではないかと。従って、お1人お1人持つておられる、お生まれになったときに付与される住基ナンバーを基本にし、先程来ご説明にありましたように、狩野さんのご説明にもありましたように目に見える形、ナンバーとして、番号として、マイナンバーは民一民一官で使われるとか、従業員の方に企業の方は、あなたの番号は何番ですか、それは税務署に調書を出さなければならないから、源泉徴収しなければならないから、そういうふうによく使われる目に見える番号でありますので、住基ナンバー等を基にしてつくりますが、別の番号として、世の中で目に見える番号としては新しい番号を付与してマイナンバーを使おう、こういうふうを考えているところです。

使う範囲については、当初から非常にご議論があり、2010年の半ばにやったパブリックコメントでも7割の方が税や社会保障番号以外にも広く使うべきだというご議論があり

ましたが、一方では、マイナンバーについて国民の皆さんの持っている懸念も非常に高いということで、使う範囲は税と社会保障、我々として一番ニーズが高いと考えている税と社会保障でまずスタートしよう。その後広げるかどうかは5年後の見直しのときに考える。また、経済界から、あるいは企業の方から広く民間利用をさせて欲しいというご要望は、経団連や経済同友会、いろいろな団体からずっと頂戴しておりますけれども、そこについては、まずは行政で税と社会保障ということで使わせていただきたいという形でスタートしております。

地域で使えるかということですが、それはご説明申し上げましたように、条例で定める税と社会保障と防災の分野、関連する分野で、条例で定めていただければ使える形になります。マイナンバーカードをどういうふうにそこで組み合わせるか、噛み合わせるかについては、私、ここで即断でお答えできる状況ではありませんので、その後のシステム開発とか、具体的なICカードの規格とかそういうことについては、総務省の方で具体的に研究をしていただいておりますので、それらのことも踏まえて、ゆくゆくお答えできるようにしたいと思います。そういうご質問があったということは、当然この会のやりとりは全部、我々は記録し公表もさせていただいておりますので、ご提案として、あるいは問題提起としてあったということで引き取らせていただきたいと思います。

藤井 浩：ありがとうございます。よろしいでしょうか。

終了の予定時間を少し過ぎています。それでは、そろそろ会場の皆様のご意見、ご発言を踏まえて、今日のパネリストの皆さんに一言ずつ、最後をお願いします。渡辺さんから。

渡辺 裕：ありがとうございます。渡辺でございます。

ここからはちょっと個人的な意見になるのですが、基本的に、先程コストのお話があったと思います。それで、セキュリティとかプライバシーの問題は技術者が一生懸命やっています。ですから、皆さん信頼してください。それでもって、セキュリティ、プライバシーを言い過ぎて非常に使えないカードができてしまう、使えない番号である、みたいなことになると、本当にお金の無駄になります。住民基本台帳カード、プライバシーや何かのところをガチガチに言ってしまったおかげでもって何にも使えないもので、何にも使えないものは何も使わないわけですね。だから、使わないので普及しないということ

になっています。

ですから、広く使えるカードをつくっていくことによって、もちろん行政サービスが便利になるでしょう。しかしながら、民間の方が多分、知恵があります。こういうものがあつたらば、こういうサービス、新しいサービスを使って、日本国民に便利に使ってもらえるのではないかというのを考えたら、民間の方が得意です。グーグルが1人でもって集めて、アメリカに情報を持っていくような世の中になってしまうよりも、そういった新しいシステムを使って、日本に新しいビジネスができるといいと思っています。以上です。

藤井 浩：では、齋藤さん、お願いします。

齋藤 裕：はい、公平・公正な社会をつくるために番号制を導入するという話なのですがけれども、それはもう番号制の問題なのかということを考えてみる必要があると思うのですね。例えば、株の配当でどのぐらい税金がかかるか、ちょっと今、私、正確な数字はちょっとわかりませんが、多分10%とか20%だったと思いますが、これは分離課税ということで、どんなお金持ちも同じなわけですよ。所得税というのは、汗水垂らして一生懸命働けば働くほど税率が高くなる。それは金を稼いでいるんだから税率が高くなるのは当たり前といえば当たり前です。当たり前なんだけれども、濡れ手に粟で、株の配当で生活している本当の大金持ち、そういう人たちはものすごく安い税金で、手に汗して働いている人たちのほうは税率が高い、これが今の日本の税制ですよ。こういう根本的なところを直さないで番号制をいじって本当に公平な社会が生まれるのでしょうか。私はそこからまず問い直さないといけないんだろうと思います。

というのは、何で今の話をしたかということ、中村さんの方が分離課税、総合課税というお話をされたからなのですね。番号制ができれば、今、証券とか、要するにそういう配当なんかで得たものは分離課税ということで安い税率で課税されているのが、総合課税ということで金持ちは高く課税するという形にできるんだ、番号制があればできるんだと仰っているんだけれども、このような主張は連合が言っているのです。だから番号制が必要だということを言っていたんだけれども、今日の資料にはどこにも書いてないですね。

あと、中村さんは給付付き税額控除の話もされていました。給付付き税額控除、お金がない人は余り生活が困らないようにするというので、非常に意義のある話です。で

も、パンフレットには書いてありません。前の資料には書いてあったと思うんだけど、今回の資料には全く書いてないですよ。要するに番号制ができれば、こんな夢のような社会が生まれるんだということは言われていて、確かにそういう夢のある社会ができればいいな、番号制があった方がいいなと一見思うんだけど、この番号制の法案にはそんなことは書いてないわけですね。将来、番号制があればそういうことができるかもしれないし、できないかもしれないと言っているだけです。

今の民主党政権、子ども手当とかいろいろ、ハッ場ダムの問題はいろいろ評価があるかもしれないけれども、いろいろ「やるやる」と言って、全然やっていないですよ。しかも給付付き税額控除とか総合課税とかは「やる」とすら言っていないわけですよ。そんな本当に将来やるかどうか定かならぬもののために番号制を大金かけて導入していいのか。可能性としては、番号制というお金がかかってプライバシー侵害がされるような制度だけ残って、夢のような話は実現されなかった、そういう可能性はないのか考えていかないといけないと思いました。以上です。

藤井 浩：では、四方さん、お願いします。

四方 浩：それでは、個人情報問題についてちょっと追加的に申し上げたいと思います。私も例えばデータの覗き見みたいなことで、そういう可能性、恐れが全くないのかというと、それは皆無にはならないんだらうと思います。できるだけそういうものを防いでいく手を打つことはもちろん必要です。ただ、これは私個人の意見ですけども、それは非常に不愉快だなと、自分のいろいろなことを知られてということで愉快的なことではないのですけれども、死命を制するということになるわけではない。

先程申し上げた、私が怖いのは、例えばということで、日本に今そういうことがあるということじゃないのですけれども、国家が思想の問題について、この人はどうも国家に対して好ましがらざる思想を持っているということでマークして、例えば全企業にこのナンバーの人は採用については慎重に、という使われ方が、頭の体操としてこれがあると怖い。それで、日本はそういうことがある恐れのある体制ということではないのではないのか。そのところが個人情報についての私の大きな判断です。以上です。

藤井 浩：狩野さん、お願いします。

狩野要一：税理士会なのですが、税務分野あるいは社会保障分野は一部だと思っているのですけれども、それに限って首尾をまとめていただきたいなと思っています。それと現金給付になっていただければ、さらにいいなということだと思っています。これにつきましては、先程お聞きしましたように500億円もかかるわけですから、前のサービスにつきましては、中小企業の会計を応援するようなシステムでした。あるいは住基カードのように、また普及は非常に進んでいない。

この2点の上で、コストを崩すようなことは絶対避けていただきたい。国民の大事な税金ですから、絶対うまくいかなければ我々も納得できないということを思っております。スモールスタートでもいいのですけれども、是非、問題点を検証して、解決しながら問題解決を図りまして、制度を定着するというのが私どもが望んでいることですのでございます。以上でございます。

藤井 浩：では、中村さん、お願いします。

中村秀一：今、法案が国会にかかっていますので、今、国会で議論していただいて、制度が成立するかどうかということですので、今日ご説明させていただきましたので、また皆さんにその国会の審議の動向もフォローしていただければと思います。

制度化されますと「使われない番号」というお話もありましたけれども、今、日本では働く人の85%以上の方が企業に雇われて働いているという社会になっております。給与をもらっている方になるわけで、その方々は基本的に番号を企業に申告して、企業の方はそれでこの人に給料を支払ったことを税務当局に届けるということですので、制度化されれば、多くの方がその番号を使わざるを得ない状況になる。そういう種類の番号で、今、皆さんが思っておられる以上に、そういった意味で生活に密着した番号になりますので、これまでの住基カードとか、そういったレベルの問題ではない。

それから、個人情報保護も、今の個人情報保護法は一定以上の個人情報を扱う人、事業者さんが個人情報取扱事業者として規制を受けるわけですが、ただいま申し上げましたように、多くの企業の方がマイナンバーを扱う、適切に管理しなければならない、そういう立場に置かれる、マイナンバーに関係する方になるわけですが、そういった意味でも非常に影響の大きい制度でございますので、是非、関心を持って動向をフォローして

いただければありがたいと思います。以上でございます。

藤井 浩：どうもありがとうございました。

今日、皆さんのお話をお聞きして、この制度そのものがいかに大事なもののなのか、影響の大きいものかということがよく分かりました。

先程もお話をしたのですが、大震災以降、国民はリスクに対しては非常に敏感になっています。私自身も皆さんもそうだと思うのですけれども、リスクに備えようという気持ちが強まっていると思います。例えば政府であったり専門家の方たちが安心、安全だと言っても、いや、待てよ、本当に安全なのか、安心なのかというふうに疑心暗鬼についなりがちですね。ですから、そういうことにならないためにも、このような場をもっともっと増やして情報を開示して、良い面、悪い面、両方をしっかりと政府に出していただいて判断ができればいいなと改めて思いました。

今日は、皆さん、長い間、ありがとうございました。

(8) 閉会挨拶

司会：これでパネルディスカッションと質疑応答・意見交換を終了します。

最後に、内閣官房社会保障改革担当室、中村秀一室長からご挨拶を申し上げます。

中村秀一：今日は、本当に長時間、予定の時間を超えて熱心にお聞きいただきまして、本当にありがとうございました。また、質問も頂戴し、ご意見もいただきましたので、それらについては持って帰って、我が作業チームでさらにこの制度を良くするように、そのための貴重な材料とさせていただきたいと思います。

また、パネリストの先生方にも本当にありがとうございました。藤井さんにはコーディネーターをやっていただきまして、本当にありがとうございました。一緒に共催していただきました上毛新聞社にも感謝を申し上げます。

繰り返しになりますが、これから法案審議が行われると思います。お聞きいただきましたように非常に生活にも密着しますし、皆様方に使っていただく番号制度ということになりますので、是非、国会審議もフォローしていただき、また、ご意見などもお寄せいただければと考えております。

本当に今日は、どうもありがとうございました。

司会：それでは、パネリスト、コーディネーターの方々が退場なさいます。皆さん、どうぞ拍手をお送りください。

今日のこのシンポジウムの模様は、7月中旬の上毛新聞に掲載予定です。

以上で本日のプログラムを終了します。長時間にわたりご参加ありがとうございました。

そして最後に、アンケートにはご記入をしてくださいましたか。お配りしたアンケート用紙にご記入の上、お帰りの際に、出口の回収箱かスタッフに参加プレートと一緒にお渡してください。どうぞお忘れ物のないよう気を付けてお帰りくださいませ。

ご来場、誠にありがとうございました。

以上